

入札公告

条件付一般競争入札を次のとおり実施する。
令和 8 年 8 月 21 日

宮崎県知事 河野 俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 フルカラー複合機の賃貸借及び保守等
- (2) 業務内容 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和 8 年 9 月 30 日
- (4) 納入場所 宮崎県教育庁文化財課（宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 10 号）
- (5) 契約期間 令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで（60 箇月）
（地方自治法 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の（5）の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア. 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ. 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
 - ウ. 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合
- (2) 県は、（1）の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年 1 月 26 日告示第 93 号。以下「要綱」という。）第 4 条に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者で、営業種目が「賃貸業務」で種目が「事務機器」であること。
 - (3) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - (4) 本件の物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - (5) 宮崎市内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。
 - (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けているものは、申立てがなされていない者とみなす。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所：宮崎県教育庁 文化財課 管理担当
- (2) 期間：令和 8 年 8 月 21 日から令和 8 年 9 月 2 日まで
（土曜日、日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所：宮崎県教育庁 文化財課 管理担当
- (2) 期間：令和 8 年 8 月 21 日から令和 8 年 9 月 2 日まで
（土曜日、日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については令和 8 年 8 月 26 日午後 5 時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

7 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式 3）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- （1）提出場所：宮崎県教育庁 文化財課 管理担当
- （2）提出期限：令和 8 年 9 月 2 日 午後 5 時
- （3）提出方法：持参又は送付（郵便にあつては、書留郵便に限る）により提出すること。

8 入札及び開札の場所及び日時

- （1）場所 宮崎県庁 4 号館 2 階入札室 （宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 10 号）
- （2）日時 令和 8 年 9 月 9 日 午前 10 時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

10 入札方法

- （1）入札書の入札金額は、賃貸借及び保守等期間を 60 箇月とした場合における合計額を入札金額として記載すること。また、賃貸借及び保守等の料金については、モノクロ、カラーコピー並びにカラープリントの単価金額に含むものとし、1 箇月の保守等料金は、月間使用枚数モノクロ 10,400 枚、カラーコピー 400 枚、カラープリント 2,500 枚にて積算すること。
- （2）落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

1.1 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は無効とする。

1.2 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

1.3 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁 文化財課 管理担当（宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 10 号）
電話番号：0985-24-1134

1.4 その他

この条件付一般競争入札に関する詳細は、入札説明書による。